

領土・主権展示館 企画展

近代日本の夜明けと 離島の編入

明治日本の
フロンティア

2023.1.24 TUE - 4.9 SUN



明治丸
写真提供: 函館市中央図書館



南北大東島通用引換券
写真提供: 南大東村立ふるさと文化センター



尖閣諸島のアホウドリ (『少年』15号 1904年)
所蔵: 国立国会図書館



史跡「北大東島燐鉱山遺跡」 写真提供: 北大東村教育委員会

最近発見された尖閣諸島の戦前のアホウドリの写真



「尖閣諸島のアホウドリ (『少年』15号 1904年)」 所蔵:国立国会図書館

この写真は、雑誌『少年』(第15号、1904(明治37)年12月発行、時事新報社)という少年誌の記事「無人島の鳥拾ひ」(宮島幹之助著)に掲載されたもので、アホウドリの若鳥を2人の男がそれぞれ左右の翼をもちあげ、その手前には2羽のアホウドリがうずくまる様子がうかがえます。

尖閣諸島は古くから日本や琉球(今の沖縄県)、中国などによって東シナ海航海のための標識島として利用されてきました。しかし、島に繁殖するアホウドリなどの海鳥や周辺海域の海産物は未開拓の状態で、どここの国にも属さない無主地の状態が続いていました。

1885(明治18)年、沖縄県が大東島の調査を実施した後、魚釣島の上陸調査も行われ、アホウドリの繁殖など現地の状況を確認、沖縄県庁は同県への所轄編入を検討しましたが、政府の許可は得られませんでした。しかし、アホウドリの羽毛が外国輸出品として取引されるようになり、1890(明治23)年ごろにはアホウドリの羽毛をもとめて民間人が尖閣諸島をめざすようになります。

その後、1895(明治28)年1月、尖閣諸島の沖縄県への所轄編入許可が閣議決定され、翌1896(明治29)年8月に沖縄県は島の開拓を願っていた福岡県出身の古賀辰四郎に許可をあたえ、30年の無償貸与を決定しました。1898(明治31)年5月、古賀は甥の尾滝延太郎を監督者として久場島に出稼労働者28名を送り、アホウドリの羽毛採取を柱とする尖閣諸島経営を本格化させました。

開拓と共に、羽毛採取事業も活発化しますが、すぐにアホウドリの激減を招きました。事業の継続を危ぶんだ古賀は、帝国大学理科大学(現東京大学理学部)の眞作佳吉博士を介して、弟子の理学士宮島幹之助に久場島のアホウドリ調査を依頼しました。

写真は、1900(明治33)年5月、宮島が久場島におけるアホウドリの繁殖を調査したさいに、撮影されたものと推定されます。当時の開拓に従事する人々とアホウドリがおさまる写真は、現在この1枚しか確認されていないため、大変貴重なものといえます。

(解説: 國吉まこも 尖閣諸島文献資料編纂会研究員)

ごあいさつ

本日は、領土・主権展示館企画展「近代日本の夜明けと離島の編入－明治日本のフロンティア－」にご来場いただき誠にありがとうございます。

来場者の皆様は、学校の授業で、日本の南端が沖ノ鳥島であるとか、東端が南鳥島であるなどと習ったご記憶があることでしょう。また、天気予報などで大東諸島についてよく目にされることと思います。

それでは、これらの島々が日本の領土となった経緯についてはご存知でしょうか。主に明治期、日本人冒険者たちがこれらの島々に進出し、それがきっかけとなって日本の領土となったのです。

では、本土から遠く離れた孤島になぜ日本人冒険者たちは進出したのでしょうか。研究者の長年の調査の結果、この疑問に対する答えがだんだんとわかってきました。実は、アホウドリをはじめとした鳥類、特にその羽毛と糞を得るため、一獲千金を求めた日本人の探検者たちがこれらの島々に進出したことがわかってきたのです。

欧米での需要に応えるためとはいえ、アホウドリの大量撲殺など、彼ら探検者たちの活動は、現代的な価値観からは必ずしもほめられるものばかりではありません。彼らの中には詐欺的^き行為^ぎを働^{はたら}く山師^{さんし}もいれば、外国の島々で無許可で鳥類の捕獲やリン鉱石やグアノの採掘を行って外交問題を引き起こしたものもありました。

しかし、彼ら探検者たちの活動が、現在、世界第6位といわれる日本の広大な排他的経済水域に多大な寄与をしているということは否定できません。それぞれの離島に基づく排他的経済水域は40万km²以上と国土面積（約38万km²）より広く、また、離島の存在は、我が国の排他的経済水域の約半分の面積を確保することに寄与しています。

この企画展では、これらの離島が日本の領土となった経緯を見てみたいと思います。まず「序章」では、全体を俯瞰^{ふくかん}し、彼ら探検者たちの活動を歴史の流れに位置づけるため、江戸時代から明治期にかけての日本の対外関係と境界画定のための取組を見てみます。「島々の歴史と現在」では、小笠原島（父島及び母島など）、北・南大東島、硫黄島、鳥島、南鳥島、沖大東島及び沖ノ鳥島についてそれぞれ詳しくその歴史をみていきます。「おわりに」では、これらの島々の編入の経緯が、竹島と尖閣諸島に与える示唆について見てみることにしたいと思います。

※この企画展の展示は、必ずしも政府の見解を表すものではありません。

序章

明治日本の近代化と領土の確定

江戸時代の日本は独自の国際関係への見方を有していました。しかし、ペリーの来航後、江戸幕府は欧米諸国と条約を締結し、近代国際法を吸収しようと努力します。明治政府も、江戸幕府が締結した条約を継承し、近代国際法に基づき、領土の確定を試みます。そのような中、民間人が経済的な機会を狙って日本の南側に散在する島々への渡航を試みる「南方探検ブーム」が起こります。そして、これら民間人が事業を行う島々については、日本の領域に編入あるいは領域であることを再確認する対応が行われました。現在、これらの島々は、排他的経済水域といった日本の経済的利益の確保に大きく寄与しています。

江戸時代の日本にとっての国際関係



オランダ 主にオランダ領東インド（現：インドネシア）のバタヴィア

当時の我が国から見た国際関係（17世紀後半～19世紀前半）

（『18世紀頃の東アジアの国際秩序』荒野泰典編『江戸幕府と東アジア』（吉川弘文館、2003）p.161などを参照し作成。）

凡例

四つの出入口 アイス民族・琉球王国 外交又は通商の相手国・地域

（1）商場知行制：「商場」とは松前藩のアイヌとの交易の場であり、一部の「商場」は上級家臣に給地として与えられました（「知行」）。

（2）場所請負制：18世紀前半には「場所」（以前の「商場」）の経営は、商人に委託されるようになります。

（3）琉球在番奉行：薩摩藩が琉球王国の統治のため那覇に常駐させた役職です。琉球王国は、薩摩藩に年貢を貢納していました。

（4）冊封・朝貢貿易：「冊封」とは、中国皇帝が貢物を献上（「朝貢」）してきた周辺諸国君主を臣としてその国の統治を認めることです。朝貢の際には、皇帝側から多額の返礼品が与えられたため、「朝貢貿易」ともいわれています。

江戸時代は「鎖国」というイメージがあります。

当時は、キリスト教に関する人や物、情報の流入は厳しく監視され、日本人の海外渡航も禁止されるなど、幕府（国）による厳しい管理下にありました。一方、長崎と三つの藩（薩摩藩、対馬藩及び松前藩）の四つの出入口が定められ、人や物、情報が出入りしました。

中国では1683年に清が台湾西部や中国沿岸部を含めて支配を確立します。清は「中華王朝」として明から朝貢・冊封システム※を引き継ぎましたが、全ての国に対して朝貢を求めることなく、日本を含めた一部の国については互市貿易※により実利を確保しました。日本は、清の朝貢・冊封システムに取り入れられることなく、独自の国際関係への見方を有していました。江戸幕府は、対外関係を、政府間の公的関係を構築する「通信の国」（朝鮮と琉球）と貿易のみにとどめる「通商の国」（清とオランダ）に整理して考えていたのです。

※朝貢・冊封と互市：「冊封」とは、中国皇帝が貢物を献上（「朝貢」）してきた周辺諸国君主を臣としてその国の統治を認めることです。朝貢では皇帝側から多額の返礼品が与えられたので、一種の官制貿易と考えられます。「互市」とは、朝貢・冊封をともなわな民間ベースの貿易関係を指します。

「開国」以前の江戸時代における日本の「範囲」をめぐるやりとり

江戸時代、人や物、情報の出入り口を4カ所に限った日本でしたが、どこまでが日本の「内」になるのか、いわば日本の「範囲」については固定されていたわけではなく、その「範囲」は変動し、また、他国との間で緊張が生じたこともありました。

うつ りょう どう 鬱陵島と竹島

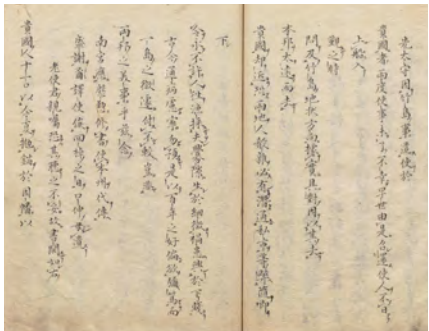
米子（鳥取県）の町人の大谷家と村川家は、江戸幕府の許可を得て、17世紀初めから、毎年交代で、当時無人島であった鬱陵島に船で渡り、アシカ、アワビや木材などをとっていました。

鬱陵島への航路の途中にある竹島は、航海の目標や、休憩のための停泊地などとして利用され、またアシカ猟やアワビ漁なども行われました。日本は、おそくとも、17世紀の半ばには竹島に対する領有権を確立しました。

その後、17世紀末に、両家の関係者が、鬱陵島で朝鮮の漁業者と出会ったことをきっかけとして、日朝間で鬱陵島についての交渉が行われ、日本側は朝鮮との友好関係を重く見て、両家の鬱陵島への渡海を禁止しました。

しかし、当時、日朝間で議論の対象になったのは鬱陵島のみであり、竹島への渡海については禁止されませんでした。

対馬藩の記録『竹島紀事』より朝鮮の訳官に、日本側の鬱陵島への渡航を禁止したことを通知した部分。
「両地の人が入り交じり必然的にひそかに商いをする等の弊害が生じるおそれがある」とし、日本人と朝鮮人の入り混じりを避けることを渡航禁止の理由に挙げています。
所蔵：国立公文書館



アレクサンドルⅠ世の勅令 (1821年)
ロシアの皇帝、アレクサンドルⅠ世は、1821年、千島列島などにおける外国人による産業活動を禁止しましたが、その範囲はウルップ島まででした。
ロシア帝国法令全書、37巻、法令番号28747



北方四島

江戸時代、蝦夷地（北海道）で領主であった松前氏は、17世紀初めから北方四島を自らの領地の一部と考え、徐々に統治を確立していきました（ただし、蝦夷地は、和内地とそれ以外に分けられ、和内地以外への和人の立ち入りは厳しく規制されていました）。18世紀末になってロシアが南下してくると、江戸幕府は危機感を高めます。18世紀末から19世紀初めにかけて、江戸幕府は蝦夷地（北海道）を直接治めることとし、北方四島でも拠点や漁場、航路や道路などを作り、開発を進めました。

ロシアは日本に対し貿易を求めますが、江戸幕府は断ります。これに対し、ロシアは、1806～1807年、択捉島や樺太にあった日本の拠点を攻撃し、一方、日本側は、1811年、ロシアのゴロヴニンという軍人を捕まえます。緊張が高まりますが、1813年、ロシア側が攻撃について日本側に謝罪し、ゴロヴニンは解放され、危機は去りました。ゴロヴニンの帰国後の報告などにより、日本側とロシア側それぞれが択捉島まで日本に属するという共通の考えを持つようになります。

「開国」と近代国際法の受容

ペリーの来航後、日本は欧米各国と条約を締結します。江戸幕府はこれらの交渉の中で、近代国際法の存在に気づき、欧米各国と外交を行うためには国際法に関する知識が必要であることを痛感します。

当時、国際法は「万国公法」と呼ばれ、幕府は関連図書の輸入・翻訳、榎本武揚や西周などをオランダに留学させ国際法を学ばせます。

これらの努力もあり、戊辰戦争の際には、旧幕府側は相当の国際法の知識を有し、これを活用したことが指摘されています。

明治政府も、幕府が締結した諸条約を遵守するとともに国際法に関する知識の取得に努めます。明治政府は、関連書の輸入・翻訳や、お雇い外国人などを通じ、国際法の知識を習得、近代国際法に基づいて清や朝鮮といった周辺各国との関係も確立しようと努め、1871（明治4）年に日清修好条規を、1876（明治9）年に日朝修好条規を締結します。

クリック

日清修好条規第一条の
「両国ニ属シタル邦土」の解釈



『官版万国公法』

1864年、米国人宣教師ウィリアム・マーティンがホイットンの“Elements of International Law”を漢訳して『万国公法』と題して清国で出版しました。『官版万国公法』はこれに返り点などをつけて幕府の開成所が発行したものです。

所蔵：早稲田大学図書館

国境の確定のための努力

「開国」後、幕府の欧米諸国との外交において国境の確定は重要な要素の一つでした。幕府は、近代国際法や外交慣習といった不慣れなものと悪戦苦闘しながら、国益確保に奮闘します。

1855（安政元）年に日本とロシアの間で結ばれた日魯通好条約により、択捉島とウルップ島との間に当時自然に成立していた両国の国境は、法的に確認されました。その後、日露間で、樺太内の国境についての交渉が行われましたが、江戸幕府の間には確定しませんでした。

小笠原島については、英国公使オールコックからも幕府にこの島が日本の所有かとの照会があったことを契機に、1861（文久元）年12月、調査団が派遣され、島の開拓を開始します。しかし、1863（文久3）年、生麦事件の発生により開拓が中止されます。

明治政府になっても国境あるいは領有権の確定は、不平等条約の改正や近隣諸国との外交関係の確立などとともに重要な外交上の論点でした。1871（明治4）年11月から欧米に派遣された岩倉使節団の調査事項をまとめた文書に「一 唐太境界の事 一 竹島（注：鬱陵島のこと） 同断 一 無人島（注：小笠原島のこと） 同断 一 朝鮮交際始末之事 一 琉球 同断」との記述があります。明治政府は、このうち領土関連については、その後、それぞれ右図に示すような一定の対応をとりました。



1883（明治16）年頃までの明治政府による
国境確定のための取組

アホウドリと「南方探検ブーム」

文久年間と明治初期の小笠原島の調査及び開拓に参加した者の中に、八丈島出身の玉置半右衛門という者がいました。明治初期の小笠原島の開拓で、同島のアホウドリのほとんどは羽毛のために狩られてしまいましたが、玉置は、アホウドリの羽毛は儲かるということを認識したと思われます。当時、欧米でのファッションや寝具のための需要があり、鳥類の羽毛やはく製は日本の重要な輸出品目の一つでした。

玉置は、アホウドリ的一大繁殖地であることが知られていた鳥島に目をつけます。玉置は、東京都から鳥島を借り受け、鳥島でのアホウドリの羽毛を大量に入手、巨万の富を手に入れます。

玉置の成功に刺激され、日本では「南方探検ブーム」が起こります。1875（明治8）年の樺太千島交換条約の交渉に従事した榎本武揚は、その後、南方に強い関心を持ち、南方探検の動きを支援します。

当時、欧米の地図を元に、日本の南方には「グランパス島」や「ガンジス島」といった小笠原島より広大で資源豊富な「宝島」があると新聞紙上などで語られていました。多くの探検者たちがこの幻の「宝島」での経済的機会を求め、南の海の探検に乗り出します。

探検者たちは、尖閣諸島、硫黄島、南鳥島、北・南大東島、沖大東島などに進出しますが、アホウドリの羽毛が第一の目的であったこれらの進出も、アホウドリの生息数の大幅な減少、化学肥料の普及などにより、次第にリン鉱石（肥料などの原料）や砂糖など各島の環境や資源に応じた産品に特化していきます。これらの島々については、無主地先占の法理等、近代国際法に基づき、日本領土に編入、あるいは日本領土であることを確認する措置がとられました。

なお、探検家たちの進出は、こうした無主地の無人島のみならず、すでに他国が領有している島々にも及び、一部は無許可で資源の入手などを行っていました。これらの事業については、置き去り事件が発生して現地当局に救助されたり、外交上の懸念事項になったりしました。



玉置半右衛門
出典：国立国会図書館ウェブサイト

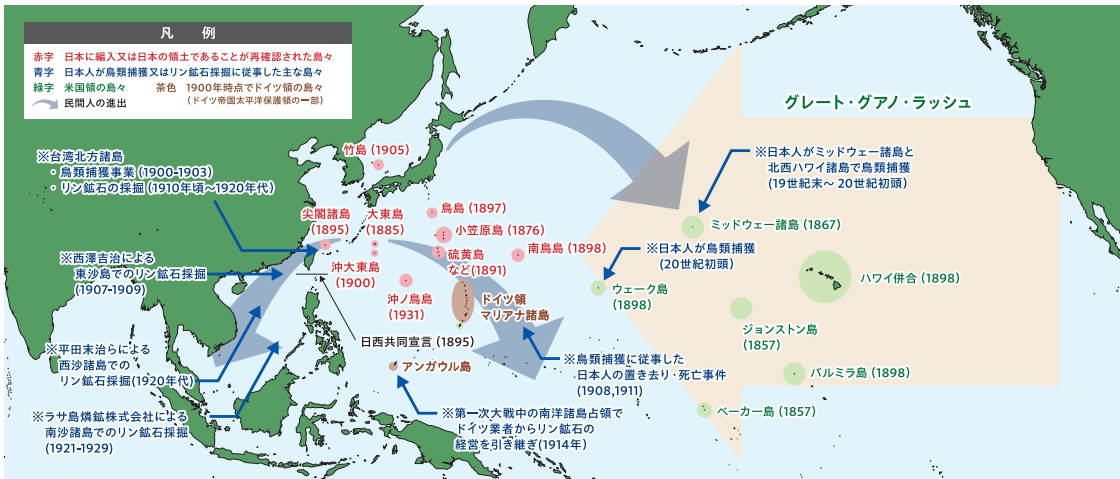
クリック 「無主地先占」と日本領土であることの再確認について

クリック 「中ノ鳥島」と「ガンジス島」について

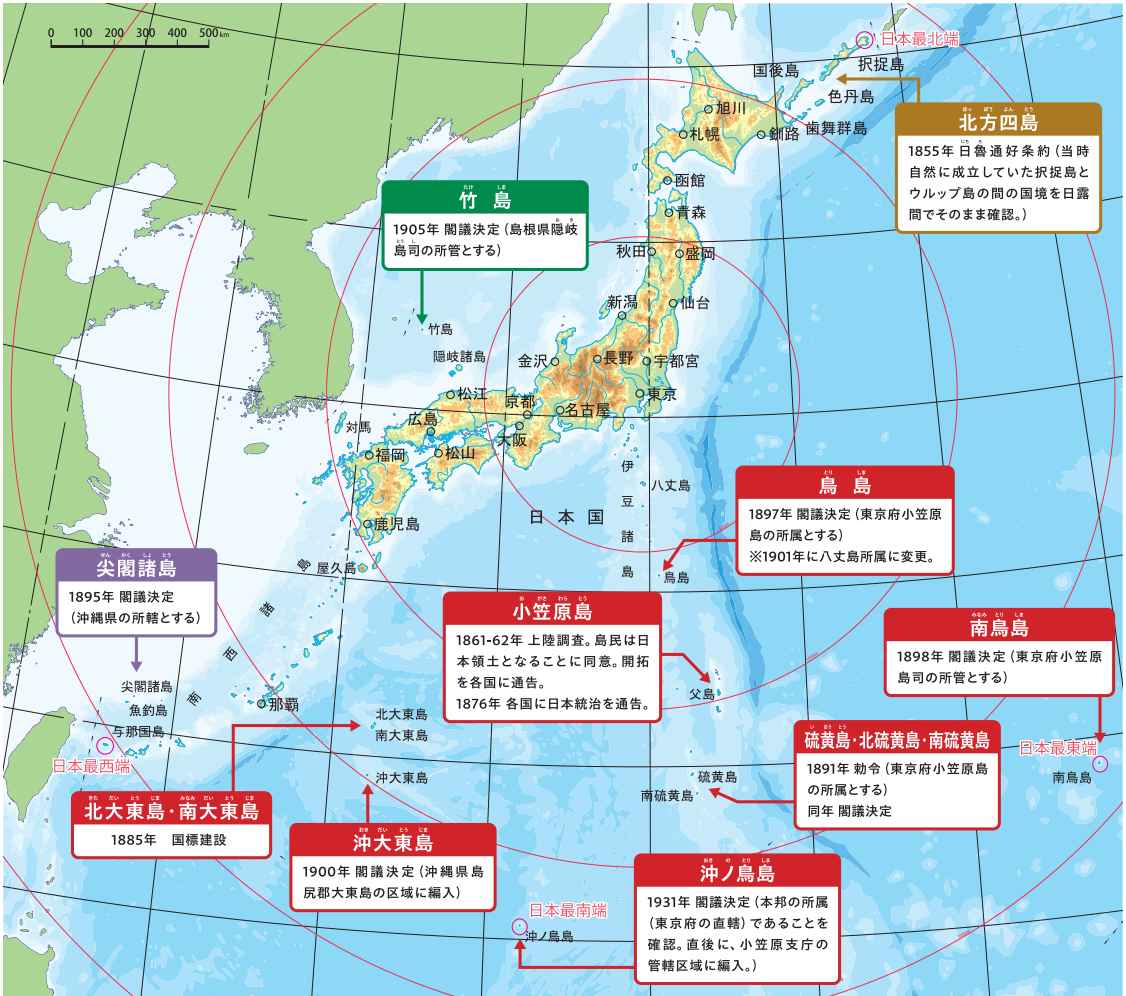
クリック 「国境確定ニ関スル日西両国宣言」と南方の島々の編入

クリック アメリカ・グアノ島法とハワイ方面での日本人の鳥類関連事業

クリック 西澤島事件



「南方探検ブーム」による日本人の鳥類捕獲活動とグアノ・リン鉱石採掘(1930年頃まで)



日本が、近代国際法にしたがって、周辺の島々を日本に編入した／従来からの日本領土であることを確認した年 (赤囲み：今回ご紹介する島々) ※地図は現在の地図。国土地理院作製「日本全国」上に記入。

	面積	現在の人口	戦前の主な産品	主な「開拓者」
小笠原群島	71.4km ²	2,572人 (2022年10月現在)	サトウキビ、カツオ、マグロ漁、捕鯨やサンゴ漁など	幕府・明治政府主導
北・南大東島	42.5km ²	1,791人 (2022年1月現在)	砂糖、北大東島はこれに加えリン鉱石、アルミナ	玉置半右衛門
硫黄島・北硫黄島・南硫黄島	32.8km ²	硫黄島に自衛隊分遣隊が常駐	硫黄、サトウキビ・果物・コカ・レモンガラスなど	田中栄二郎
鳥島 (伊豆鳥島)	4.8km ²	0人	アホウドリの羽毛	玉置半右衛門
南鳥島	1.5km ²	政府職員20数名程が駐在	アホウドリの羽毛、鳥のはく製、リン鉱石	水谷新六
沖大東島	1.2km ²	0人	リン鉱石	恒藤規隆
沖ノ鳥島	(礁内) 5.8km ²	0人	—	政府主導
(参考) 尖閣諸島	5.5km ²	0人	夜光貝、アホウドリの羽毛、鳥のはく製、かつお節	古賀辰四郎
(参考) 竹島	0.2km ²	0人	アシカ、アワビなど	中井養三郎